

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年六月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、二七六
広島市東区	三一、九四四
広島市南区	三七、〇三九
広島市西区	四八、七五九
広島市安佐南区	五七、〇二〇
広島市安佐北区	四一、五三〇
広島市安芸区	二〇、四九五
広島市佐伯区	三五、八六三
呉市	六九、五九一
竹原市豊田郡	一一、一六二
三原市世羅郡	三三、六八四
尾道市	四二、一七六
福山市	一二四、四〇八
府中市神石郡	一六、〇六五
三次市	一六、三三八
庄原市	一二、〇七九
大竹市	八、二九九
東広島市	四六、七〇〇
廿日市市	三一、七三〇
安芸高田市	九、二五九
江田島市	八、四六三
安芸郡	三一、六一七
山県郡	八、〇二三